

公営施設使用の個人演説会について福岡市選挙管理委員会の指定する施設

区名	施設名	所在地
城南区	中浜町市営住宅 2 9 棟前集会所	城南区鳥飼 7 丁目 2 9 番
	中浜町市営住宅 3 3 棟集会所	城南区鳥飼 7 丁目 3 3 番
	梅林第 1 市営住宅集会所	城南区梅林 5 丁目 4 2 番
	梅林第 2 市営住宅集会所	城南区梅林 5 丁目 1 9 番
	長尾市営住宅集会所	城南区樋井川 4 丁目 1 6 番 2 2 号
	中浜町市営住宅 3 4 棟北側集会所	城南区鳥飼 7 丁目 3 4 番
	片江市営住宅 2 棟集会所	城南区神松寺 3 丁目 1 0 番
	片江市営住宅 3 棟集会所	城南区片江 4 丁目 3 番
	市営長尾 3 丁目住宅集会所	城南区長尾 3 丁目 1 1 番
	市立樋井川 1 丁目集会所	城南区樋井川 1 丁目 1 番 1 4 号
	市立長尾 5 丁目集会所	城南区長尾 5 丁目 1 7 番 1 号
	市立七隈集会所	城南区七隈 7 丁目 3 番 2 号
	福岡市立城南市民センター	城南区片江 5 丁目 3 番 2 5 号

- ＊ 個人演説会を開催することができる公営施設のうち、福岡市選挙管理委員会が指定した施設の一覧です。
- ＊ 上記以外の公営施設（学校・公民館・公会堂）でも開催できます。また、民間施設でも個人演説会ができます。
- ＊ 公営施設を使用する場合は、開催の 2 日前までに区選挙管理委員会への申出が必要です。
- ＊ 民間施設を使用する場合は、直接施設へお申込みください。